

JAF 公認準国内競技格式 (2026-1413)

2026 年 JAF 関東ダートトライアル選手権第 8 戦

JMRC 関東ダートトライアルシリーズ

NDC-TOKYO ダートトライアルスピリット

特 別 規 則 書

開 催 日 : 2026 年 10 月 4 日 (日)

開催場所 : 丸和オートランド那須

主 催 : 日本ダットサンクラブ東京

協 力 : JMRC 関東ダートトライアル部会

***** ご 協 賛 各 社 ご 芳 名 *****

日産東京販売株式会社

日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社

公 示 本競技会は一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもと国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠した JAF 国内競技規則及びその付則、2026 年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2026 年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード行事競技開催規定及び本競技会特別規則書に従い準国内競技格式及びクロースド格式として開催される。

第1条 大会名称 NDC-TOKYO ダートトライアルスピリット

2026 年 JAF 関東ダートトライアル選手権第 8 戦

JMRC 関東ダートトライアルシリーズ

第2条 競技種目 スピード行事ダートトライアル

第3条 競技格式 JAF 公認 準国内競技格式

第4条 開催日 2026 年 10 月 4 日(日)

第5条 開催場所 丸和オートランド那須

第6条 オーガナイザー 日本ダットサンクラブ東京(NDC-Tokyo)

東京都中央区日本橋馬喰町 2-1-4 (株)フクモト内 代表者 片山忠夫

第7条 大会組織委員会 組織委員長 小鹿慶光 組織委員 横山幸博 組織委員 福本義朗

第8条 大会審査委員会 審査委員長 石井 博 審査委員 片山忠夫

第9条 競技会役員 競技長 横山幸博 副競技長 福本義朗 コース委員長 福本義朗
技術委員長 小山順二 計時委員長 木原孝仁 救急委員長 中村由美子
事務局長 福本義朗

第10条 参加申込先・参加受付期間・参加申込方法

参加申込受付期間 2026 年 9 月 4 日(金) ~ 9 月 25 日(金) 必 着

1) 専用フォームによる参加申込

JMRC 関東ダートトライアルホームページの NDC-TOKYO ページにある専用フォームから申し込む。

<https://motor-sports.wixsite.com/kanto-dirt/infomation>

2) 参加申込メールによる申し込み メールアドレス: swiftsports1118@gmail.com

所定の参加申込書 Excel ファイルをダウンロードして必要事項を入力後、PDF などのファイルに変換せず Excel ファイルのままで送付すること。参加料はどの参加者に該当するか、解かりやすくメールの上、下記銀行口座へ振込こと

専用フォーム・参加申込メール振込口座 : りそな銀行 弘明寺支店(630) 普通預金 1291732
NDC トウキョウスポーツ ヨコヤマ ユキヒロ

3) 郵送による参加申し込み

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 2-1-4 (株)フクモト内 NDC-TOKYO 事務局
所定の参加申込書に必要事項を記入の上、参加料を添え、参加申込先に指定期日以内に現金書留にて郵送する事。参加料は上記銀行口座への振込も可、銀行振込済票のコピーを送付する事。

***誓約書 大会当日、受付にて競技者は署名する事。**

NDC-TOKYO 事務局連絡先

TEL 090-3139-9980 (9:00~17:00) FAX 03-3661-0360 <mailto:swiftsports1118@gmail.com>

第11条 参 加 料

JAF 公認部門 1 エントリー (1 名) 20,000 円

クロースド部門 1 エントリー (1 名) 8,000 円

参加受付期間中の参加取消は事務手数料 2,000 円 を差引いて返却される。参加受理以後の参加料の返還は一切行わない

第12条 参加車両 本競技に参加できる車両は 2026 年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に従った車両とする。

第13条 参加クラスおよびクラス適合車両の区分

【JAF 公認部門】

N-1500 & PN-1 気筒容積 1500 cc 以下の 2 輪駆動の N 車両で排ガス規制平成 12 年規制以降の適合車両 及び
気筒容積 1600 cc 以下の 2 輪駆動の PN 車両 及び すべての AE 車両

N-1 & PN-2 2 輪駆動の N 車両 及び 気筒容積 1600 cc 以下の 4 輪駆動の N 車両 及び
気筒容積 1600 cc を超える 2 輪駆動で前輪駆動の PN 車両

PN-3 気筒容積 1600 cc を超える 2 輪駆動で後輪駆動の PN 車両

N-2 気筒容積 1600 cc を超える 4 輪駆動の N 車両

S-1 2 輪駆動の SA 車両、SAX 車両、B 車両、SC 車両及び D 車両

S-2 4 輪駆動の SA 車両、SAX 車両、B 車両 及び SC 車両

D 4 輪駆動の D 車両

【クローズド部門】チャレンジクラス

CHA-1 2 輪駆動で排気量区分なしの全ての車両

CHA-2 4 輪駆動で排気量区分なしの全ての車両

第14条 参加資格

- 1) 公安委員会発給の有効な自動車運転免許の所持者である事。
- 2) 満20歳未満の運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- 3) JAF 公認部門参加者はJAF 発給の2026 年度有効の競技運転者許可証を所持している事。
- 4) クローズド部門チャレンジクラスの参加者は過去に JAF 地方選手権以上の競技会（当該競技会の選手権クラス）に参加実績を有しないものとする。また、JAF 競技運転者許可証は不要とする。

第15条 参加制限

- 1) 参加受付台数は150 台までとする。
- 2) 同一選手は1 クラスのみの参加が許される。
- 3) 同一車両による重複参加は2 名までとする。

第16条 賞 典

クラス1 位から6 位の者を表彰する。1 位～3 位 JAF メダル・主催者賞 4 位～6 位 主催者賞

特別賞として参加日産車のなかのベストラップ者に日産車賞を授与する。

第17条 競技のタイムスケジュール

ゲートオープン 6:00

参加確認受付 6:20～7:40

公式車両検査 6:30～8:00

慣熟歩行 6:40～8:00 フリーフィンギング受付 8:10

ドライバースプリーフィンギング 8:15～8:30

ウォーミングアップ走行 8:40～9:40 出走順はゼッケン順とする。

第1 ヒート ウォーミングアップ走行終了10分後

第2 ヒート 第1ヒート終了から50分後

表彰式 暫定結果発表30分後

第18条 スタート

スタート方法はランニングスタート。スタートは原則としてゼッケン順に行う。合図後10秒以内にスタートすること。

第19条 計 時

- 1) 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時に開始し最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計時は自動計測装置を使用し、その計時結果を成績とする。

万一、主自動計測装置が故障した場合は別個の独立した副自動計測装置またはストップウォッチの計測結果を成績とする。

第20条 信号表示

クラブ旗：スタート合図 赤旗：危険あり直ちに停車せよ

黒旗：ミスコース

黄旗：パイロンタッチ・ダウン 緑旗：コースクリアー

チェッカー旗：ゴールイン

第21条 順位決定

2026 年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第22条 車両変更

2026 年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第23条 競技上のペナルティ

- 1) スタート合図後10秒以上経過してもスタートしない場合は、当該ヒートを無効とする。
- 2) コース内パイロンを設定した場合、接触してパイロンが転倒又は移動した場合は1 本につき5 秒を加算する。
- 3) フィニッシュ後、減速区間が設けられている場合、減速を行わなかった者は5 秒を加算する。
- 4) ミスコースと判断された場合及び走行中に他者(オフィシャルを含む)の援助を受けた者は当該ヒートを無効とする。
- 5) コース委員の信号合図を無視した場合、その回の走行は無効となる。

第24条 一般安全規定

- 1) 全ての車両は当該車両に適用される国内競技車両に基ずく6 点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 2) 全ての車両は前後にけん引装置を備えること。
- 3) 全ての車両は適用車両規則に応じた4 点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 4) 競技走行中は運転席側の窓及びサンルーフを全閉しなければならない。競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着することができる。その場合ネットは以下の仕様でなければならず、窓の開閉部をステアリングホイールの中心部まで塞がねばならない。材質：耐摩耗性のあるもの 帯の最小幅：19mm 網目の最小サイズ：25x25mm 網目の最小サイズ：60x60mm 装着要領：脱着可能であること、ロールバーにネットを装着する場合、ロールバーに加工を施してはならない。取付具を用いて装着する場合、取付具が突起物とならないこと。

- 5) 競技会技術委員長が安全でないと判断した場合、その指示に従わなければならない。
- 6) パドック内での移動は最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 7) パドック内に燃料を保管する場合、消防法に適合した金属製の携行缶に保管すること。総量20ℓ以上の燃料を持ち込むではない。
- 8) パドック内で給油する場合、粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量3kg以上）を準備すること。
- 9) エンジンの始動中にジャッキアップを行う場合はリジッドラック（通称ウマ）を用いドライバーあるいはメカニックが乗車する事。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 10) 競技中はレーシンググローブ、ヘルメットを装着すること。
- 11) 競技中コース内の車両は、運転者が車両を離れてもエンジンの始動・停止が可能な状態とすること。スマートキーは脱落しないよう車室内に確実に固定すること。

第25条 失格規定 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者はその競技会を失格とする。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合
- 2) 不正行為をした場合
- 3) コースアウト等で常人以外の人及び物に損害を与えた場合
- 4) 車両検査後、車両保管までの間に技術委員の承認を得ずに競技車両を変更・改造した場合
- 5) 競技長の承認を得ずに車両検査後、競技車両を会場外へ出した場合
- 6) トライアル中、走行が危険であると判断された車両。尚、これに関する抗議は一切受け付けない。
- 7) 2026年度JAF国内競技車両規則に違反した場合

第26条 車両検査

- 1) ゼッケンは車両検査前までに車両の左右に貼ること。車両検査は指定された時間に受けなくてはならない。
- 2) 技術委員長は不適当と判断した箇所について修正を命じる事ができる。修正を命じられた車両は修正後に再車検を受けなければならない。
- 3) 車両検査後はタイヤの交換・プラグの交換等の軽微な作業を除き、変更・交換作業は技術委員長の承認を得る事。
- 4) 技術委員長は車両検査時間外であっても必要に応じて車両検査を実施する事ができる。
- 5) 競技終了後に入賞車両の再車検を行う。この場合、分解・組付け・工具・部品等の経費は参加者の負担とする。
- 6) 再車検を拒否した者は失格とする。

第27条 抗議

- 1) 参加者及び競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することができる。但し、本特別規則書に規定された参加拒否及び審判員の判定に対しての抗議は受け付けられない。
- 2) 抗議を行う場合は必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定された抗議料を添えて競技長に提出する事。
- 3) 競技会審査委員会の裁定結果は、当事者に口頭で伝えられる。
- 4) 抗議料は抗議が成立した場合にのみ返還される。
- 5) 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。分解検査等に要した費用は技術委員長が算定する。
- 6) コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。

第28条 抗議の制限時間

- 1) 技術委員の決定に対する抗議は決定直後に提出すること。
- 2) 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内とする。

第29条 損害の補償

- 1) ゲスト、観客、大会関係者の死亡・負傷、及び参加者、競技運転者の参加車両、その付属品が破損・紛失盗難等、及び会場の施設・器物を破損させた場合、理由の如何に問わず責任は各自が負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、ヘルパー（サービス員を含む）、ゲストはJAF及びオーガナイザー、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなければならない。全ての競技役員は本大会の運営、競技会の役務に最善をつくすことはもちろんであるが、その役務遂行によっておきたものであっても、参加者、競技運転者、ヘルパー（サービス員を含む）、ゲスト、観衆（観客）、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第30条 本規則の解釈及び違反

- 1) 本特別規則及び競技に関する諸規則（公式通知を含む）の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 2) 本特別規則の違反に対する罰則は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第31条 本規則の施行及び記載されていない事項

- 1) 本特別規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則及びFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 2) 本特別規則書発行後、JAFにおいて決定され公示された事項はすべての規則に優先する。